

# 第20回 定時株主総会招集ご通知



株式会社チェンジ  
証券コード 3962

## 開催日時

2022年6月27日（月曜日）  
午後1時（受付開始：正午）

## 開催場所

東京都港区芝公園三丁目5番8号  
一般財団法人機械振興協会  
機械振興会館B 2階ホール

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

証券コード 3962  
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号  
株 式 会 社 チ ェ ン ジ  
代表取締役兼執行役員社長 福 留 大 士

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようZoomウェビナーを通じて視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。また、オンラインで参加された株主様からのご質問にお答えさせていただく機会として、本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通じて「株主様との対話の会」を実施させていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年6月27日(月曜日)午後1時(受付開始 正午)  
(今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の日当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第20期(当期)より事業年度の末日を毎年9月30日から毎年3月31日に変更したためであります。)
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番8号  
一般財団法人機械振興協会 機械振興会館B 2階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第20期(2021年10月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第20期(2021年10月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な事業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.change-jp.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.change-jp.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、この「第20回定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ◎株主様の座席は、前後左右に一定の間隔を空けさせていただきますので、座席数が大幅に減少することにより、ご入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎本総会に出席する役員及び運営事務局は、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎本総会にオンラインで出席する役員がございましたので、あらかじめご了承ください。
- ◎本総会の開催内容につきましては、後日質疑応答公開のために録画させていただきますので、あらかじめご了承ください。

<オンライン参加の方法>

- ◎本総会へのオンライン参加は、Zoomウェビナーを通してお願いいたします。参加手続の詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社第20回定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎本総会へのオンライン参加においては、質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。なお、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎オンライン参加の場合、Q&A機能を用いてコメントをしていただくことが可能です。Q&A機能を用いてコメントいただきましたご質問につきましては、発言の効力はございませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎オンライン参加の株主様から、Q&A機能を用いてコメントいただきましたご質問につきましては、「株主様との対話の会」で回答申し上げます。
- ◎コメント時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。

<「株主様との対話の会」のオンライン実施>

- ◎本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通して「株主様との対話の会」を実施させていただきます。
- ◎「株主様との対話の会」におきましては、Q&A機能を用いてご質問をお寄せいただくことが可能となっております。お時間の都合上、全てのご質問にお答えすることができない可能性がございますこと、あらかじめご了承ください。
- ◎ご質問時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。株主番号及び株主名簿に記載されている氏名の記載がない株主様からのご質問にはお答えすることができないこと、あらかじめご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月27日(月曜日) 午後1時(受付開始:正午)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月24日(金曜日) 午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード(ID)及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

**行使期限** 2022年6月24日(金曜日) 午後6時入力完了分まで

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

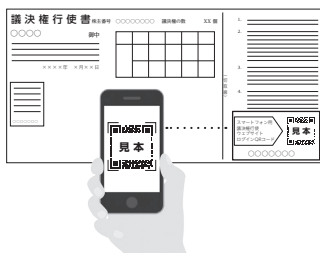
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

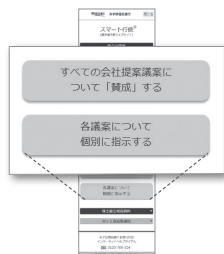
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

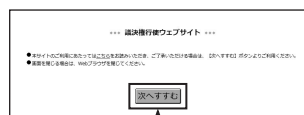
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

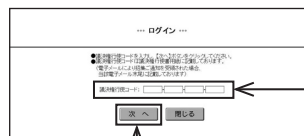
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

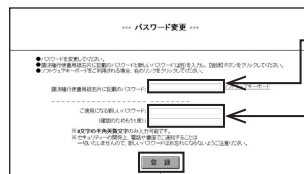
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、各事業年度の経営成績を勘案しながら、配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。以下のとおり当期末の剰余金の配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は325,513,472円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月28日といたしたいと存じます。

## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

なお、当社は、2021年12月24日に開催された第19回定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、2022年3月期より決算期日を毎年9月30日から毎年3月31日に変更しました。これに伴い設けた、第20期事業年度に関する経過措置の附則は、同附則第3条に基づき、第20回定時株主総会の終結の時をもって削除されます。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款   | 変更案              |
|--|------------------|
| 第3章 株主総会<br><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | 第3章 株主総会<br>(削除) |



| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(附則)<br/> <u>第1条 第46条（事業年度）の規定にかかわらず、第20期事業年度は、2021年10月1日から2022年3月31日までの6か月とする。</u><br/> <u>第2条 第47条（剰余金の配当の基準日）第2項の規定にかかわらず、第20期事業年度の中間配当の基準日は、2021年12月31日とする。</u><br/> <u>第3条 本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(削除)</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u><br/> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u><br/> <u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

**第3号議案****監査役2名選任の件**

監査役田中晴規氏及び小寺圭氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者久保剛彦氏は監査役田中晴規氏の補欠候補者、監査役候補者末岡晶子氏は監査役小寺圭氏の補欠候補者であり、その任期は、当社定款第34条第2項の規定により、監査役田中晴規氏及び小寺圭氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第21回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                             | 現在の当社における地位 |    |    |
|-------|--------------------------------|-------------|----|----|
| 1     | 久保剛彦 <small>くぼ たけ ひこ</small>   | —           | 新任 | 社外 |
| 2     | 末岡晶子 <small>すえ おか あき こ</small> | —           | 新任 | 社外 |

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

候補者番号

1

く ぼ たけ ひこ  
久保 剛彦

新任

社外

生年月日

1960年1月6日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 (株)住友銀行(現 (株)三井住友銀行) 入行  
2005年4月 (株)三井住友銀行 金融犯罪対応室長  
2010年4月 同 東京営業部長  
2011年4月 同 本店営業部長兼東京営業部長  
2013年4月 同 人材開発部長  
2017年4月 (株)日本総合研究所 執行役員人事部長  
2018年4月 同 常務執行役員人事部長  
2020年4月 同 専務執行役員  
2020年6月 同 取締役専務執行役員(現任)  
2020年6月 (株)日本総研情報サービス 社外取締役(現任)  
(重要な兼職の状況)  
(株)日本総合研究所 取締役専務執行役員  
(株)日本総研情報サービス 社外取締役

#### 社外監査役候補者とした理由

久保剛彦氏は、大企業での経営経験及び長年にわたる金融機関での経験により、コンプライアンス、内部統制、リスクマネジメント、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏には、当社グループの経営の健全性の確保及び中長期的な企業価値の向上を図るため、非常勤の監査役と十分な連携を行いながら、実効的な監査を行っていただくことを期待しております。

また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、社外監査役候補者いたしました。

なお、久保剛彦氏は2022年6月29日付で(株)日本総合研究所の取締役及び(株)日本総研情報サービスの社外取締役を辞任する予定です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 2

す え お か あ き こ  
末岡 晶子

新任

社外

生年月日

1971年10月31日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1994年4月 厚生省（現 厚生労働省）入省  
2000年4月 弁護士登録  
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所  
2003年6月 Harvard Law School 修了（LL.M.）  
2003年9月 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所（ニューヨークオフィス）  
2004年3月 ニューヨーク州弁護士登録  
2004年10月 Pavia e Ansaldo 法律事務所（ローマオフィス）  
2005年7月 経済産業省経済産業政策局産業組織課 出向  
2009年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー（現任）  
2009年6月 東京弁護士会国際委員会委員（現任）  
2016年4月 国立大学法人東北大学出資事業推進委員会委員（現任）  
2017年4月 国立大学法人東北大学産学共同・事業化推進委員会委員（現任）  
2019年6月 白銅㈱ 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2020年6月 ㈱産業革新投資機構 社外監査役（現任）  
2021年9月 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合専門委員（現任）  
2021年11月 東京都薬事審議会委員（現任）
- （重要な兼職の状況）  
森・濱田松本法律事務所 パートナー  
白銅㈱ 社外取締役（監査等委員）  
㈱産業革新投資機構 社外監査役

#### 社外監査役候補者とする理由

末岡晶子氏は弁護士として豊富な経験と幅広い知識・見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。同氏には、当社グループの経営の健全性の確保及び中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に法務分野で実効的な監査を行っていただくことを期待しております。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久保剛彦氏及び末岡晶子氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員(取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の従業員であります。)が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年3月31日まで)

当社は、2021年12月24日の第19回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の毎年9月30日から毎年3月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる第20期（当連結会計年度）は、当社及び子会社は2021年10月1日から2022年3月31日までの6か月間を連結対象期間とする変則的な決算となっておりますため、当連結会計年度の事業報告の文章においては業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

今後、我が国は2065年に国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となるという世界で類を見ない超高齢化社会になることが予測されています。また、昨今では新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、日本のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）の進展が世界から大きく後れを取っている認識が高まり、株式市場においてもDXに対応し進化している企業とそうではない企業の二極化が進展し、企業は自社の生き残りをかけ、DXへの対応・変革・投資が急務となっている状況です。また、地方自治体においても、厳しい財政状態・人口減少の課題に直面し、職員数が減少しているにもかかわらずその業務負担は増加傾向にあり、DXによる業務効率化が必要不可欠となっています。

そのような環境の中、当社グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、「人×技術」で日本の生産性を飛躍的に向上させ、人口減少下の日本を持続可能な社会にするため、ビジネスモデル・業務プロセスのデジタル化及びデジタル人材の育成支援などの事業を展開し、創業以来、多くの顧客のデジタル化ニーズに対してソリューションを提供してきております。具体的な事業内容としては、デジタル人材の育成支援や業務プロセスの革新及びデジタル化を担うNEW-ITトランスフォーメーション事業、NEW-ITトランスフォーメーション事業と相乗効果のある事業への投資を通じ、新事業の創出やビジネスモデル構築を担う投資事業、DXによる地方創生の推進をミッションとするパブリテック事業の3つの事業を柱として推進・拡大しております。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

当社グループは、2021年2月15日に新中期経営計画「Digitize & Digitalize Japan (Phase2)」を発表し、「Local」×「Social」×「Digital」の重点領域を定め、日本のDXをリードすべく、2022年3月にSBIホールディングス株式会社との資本業務提携を実施し、地方創生に向けた取り組みを加速させるとともに、人材採用・育成、合併会社の設立、M&A準備等の成長投資を加速させてまいりました。

NEW-ITトランスフォーメーション事業につきましては、自治体・地銀・地域企業の連携や、行政手続のデジタル化支援など、デジタル×地域×人材の方程式で社会課題を解く取り組みを通じて、国内におけるDXを加速させてまいりました。

投資事業につきましては、グロース株を中心とした保有する一部の上場企業の株価が軟調に推移いたしました。

パブリテック事業におきましては、コニカミノルタ株式会社及びコニカミノルタパブリテック株式会社との間で自治体DX推進を共同で実施する合併会社である株式会社ガバメイツを2022年3月28日に設立するとともに、地方自治体向けSaaSビジネスであるLoGoチャット及びLoGoフォームが引き続きユーザーからの高い評価を得て順調に拡大し、自治体DXの推進に向けた取り組みを加速させてまいりました。さらには、新規分野であるエネルギー関連の先行事例となる取組みが順調にスタートしております。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は10,140百万円、営業利益は4,582百万円、税引前利益は4,564百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,093百万円となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(Ⅰ) NEW-ITトランスフォーメーション事業

NEW-ITトランスフォーメーション事業につきましては、自治体・地銀・地域企業の連携や、行政手続のデジタル化支援など、デジタル×地域×人材の方程式で社会課題を解く取り組みを通じて、国内におけるデジタルトランスフォーメーションを加速させてまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるNEW-ITトランスフォーメーション事業の売上収益は1,366百万円、セグメント利益は392百万円となりました。

(Ⅱ) 投資事業

投資事業につきましては、グロース株を中心とした保有する一部の上場企業の株価が軟調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における投資事業の売上収益は△216百万円、セグメント損失は226百万円となりました。

(Ⅲ) パブリテック事業

パブリテック事業におきましては、コニカミノルタ株式会社及びコニカミノルタパブリテック株式会社との間で自治体DX推進を共同で実施する合弁会社である株式会社ガバメイツを2022年3月28日に設立するとともに、地方自治体向けSaaSビジネスであるLoGoチャット及びLoGoフォームが引き続きユーザーからの高い評価を得て順調に拡大し、自治体DXの推進に向けた取り組みを加速させてまいりました。さらには、新規分野であるエネルギー関連の先行事例となる取組みが順調にスタートしております。

この結果、当連結会計年度におけるパブリテック事業の売上収益は8,990百万円、セグメント利益は5,471百万円となりました。



- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は764百万円で、主要なものはエネルギー関連にかかる発電設備です。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 17 期<br>(2019年9月期) | 第 18 期<br>(2020年9月期) |        | 第 19 期<br>(2021年9月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度<br>(2022年3月期)) |
|--|----------------------|----------------------|--------|----------------------|-----------------------------------|
|  | 日本基準                 | 日本基準                 | IFRS   | IFRS                 | IFRS                              |
| 売上高又は売上収益(百万円)                         | 7,054                | 11,692               | 10,542 | 15,653               | 10,140                            |
| 営 業 利 益(百万円)                           | 1,081                | 3,626                | 4,203  | 5,985                | 4,582                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円) | 378                  | 1,547                | 2,049  | 4,104                | 3,093                             |
| 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益(円)            | 6.54                 | 24.57                | 32.53  | 58.79                | 42.81                             |
| 総資産又は資産合計(百万円)                         | 10,898               | 16,386               | 17,093 | 39,386               | 42,728                            |
| 1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分(円)           | 88.45                | 115.30               | 126.13 | 422.66               | 462.84                            |
| 純資産又は資本合計(百万円)                         | 6,267                | 8,733                | 9,406  | 32,394               | 35,506                            |

- (注) 1. 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益及び1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出してしております。
3. 第19期よりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しております。ご参考として、第18期についてもIFRSに基づいた数値を併記しております。
4. 第20期(当連結会計年度)につきましては、決算日の変更に伴い、2021年10月1日から2022年3月31日までの6か月間となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容              |
|-----------------------|--------|----------|----------------------|
| 株式会社トラストバンク           | 122百万円 | 100%     | パブリテック事業             |
| 株式会社Orb               | 75百万円  | 95.2%    | パブリテック事業             |
| 株式会社ビーキャップ            | 9百万円   | 71.3%    | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| 株式会社デジタルグロース<br>アカデミア | 10百万円  | 50.03%   | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                          | 株式会社トラストバンク       |
| 特定完全子会社の住所                          | 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 |
| 当社及び当社の完全子会社における<br>特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 23,246百万円         |
| 当社の総資産額                             | 41,331百万円         |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「Digitize & Digitalize Japan (Phase2)」を達成し、更なる事業拡大及び成長を加速させるために、以下の点に対処すべき重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

##### ①新型コロナウイルスの当社グループへの影響等

新型コロナウイルスに対して、当社グループでは、「企業の社会的責任を果たし、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止することに直接的・間接的に貢献し、従業員をはじめとした関係者の健康を守り抜く。同時に、ビジネスを継続・発展させるための手立てを講じ、中期経営計画に掲げる成長カーブを前倒しできるようにする。」という戦略目標を掲げております。それにしたがって、週4日の在宅勤務と週1日のオフィス勤務のハイブリッドによる新たな働き方を確立するなど、新型コロナウイルスによる変化を生産性の向上につなげるための施策を継続中です。NEW-ITトランスフォーメーション事業においては、DXに対応し進化している企業とそうではない企業の二極化が進展し、企業は自社の生き残りをかけ、DXへの対応・変革・投資が急務となっている状況において、デジタル人材育成のオンラインへの切り替えなどサービス体系の刷新を図り、顧客ポートフォリオの見直しによる自治体・中央省庁・文教・金融・情報通信等デジタル化を進める顧客の開拓を進め、コロナ禍で加速した企業のDX化のニーズを捉えてまいりました。パブリック事業においては、事業者・生産者支援、医療支援から地域経済の活性化に至る様々なテーマでのコロナ対策の取り組み支援が奏功し、大きく伸長しております。中長期的にはこれまでの常識に囚われない、新たな働き方を模索し、最適解を見つけ、日本のデジタルトランスフォーメーションを推し進めてまいります。

##### ②NEW-ITトランスフォーメーション事業の強化

当社グループのNEW-ITトランスフォーメーション事業におきましては、AI・音声インターネット、モビリティ、IoT、ビッグデータ、クラウド、セキュリティなどの各種アルゴリズム群及びデジタル人材育成のライブラリを充実することで、当社のビジネスチャンスを拡張し、日本のデジタルトランスフォーメーションを推し進めてまいります。そのため、法人顧客のNEW-ITを活用した業務・ビジネスモデル変革のトレンドとともにビジネスボリュームを拡大し、顧客の利用深度の深まりに合わせて、より付加価値を高める用途・サービスを提供し、NEW-IT活用をワンストップで提供可能な体制を強化し、新技術へのキャッチアップ並びに各種サービス提供を支える豊富なパートナー企業との連携を強化してまいります。

### ③パブリテック事業の強化

当社グループのパブリテック事業におきましては、子会社である株式会社トラストバンクが運営するふるさと納税プラットフォーム「ふるさとチョイス」の付加価値化を高め、更なる認知の拡大を図り、ふるさと納税の健全な発展をリードしてまいります。さらには、エネルギー関連等の新たな取り組みを進めてまいります。また、人口減少下にある地方の創生のため、自治体向けのデジタル化サービスの投入を加速させることで、地方からのデジタルトランスフォーメーションを推し進めてまいります。

### ④ケイパビリティの強化及び優秀な人材の採用

当社グループは、組織能力・営業能力・開発能力の拡充・強化を通じて、グループ全体のケイパビリティを高め、成長を確かなものとする必要があります。また、成長を加速させていくためには、当社グループのカルチャーに合った専門性を有する優秀な人材の採用と既存社員のスキルの底上げが最重要課題と考えます。当社グループは優秀なデジタル人材の採用を積極的に行っていくと同時に、社員に対して当社グループのミッション・バリューを深く浸透させ、かつ、個々のスキルを底上げする研修を実施してまいります。

### ⑤内部管理体制の強化

当社グループの事業の成長、事業規模の拡大に伴い、内部管理体制として求められる管理機能の範囲が拡大し、また専門的なスキル及び知見も高度化しております。当社グループの持続的な成長を支える盤石な内部管理体制を構築していくため、高い専門性や豊富な知見を有している人材を採用していくとともに、積極的な社内外の研修受講を通じて、社員のスキル向上を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業を展開しております。

具体的なグループの事業は次の3つに分かれます。まず、デジタル人材の育成支援や業務プロセスの革新及びデジタル化を担う「NEW-ITトランスフォーメーション事業」です。次に、NEW-ITトランスフォーメーション事業と相乗効果のある事業への投資を通じ、新事業の創出やビジネスモデル構築を担う「投資事業」です。そしてDXによる地方創生の推進というミッションのもと、「ふるさとチョイス」という日本最大のふるさと納税のプラットフォームビジネスを主力事業とする、子会社の株式会社トラストバンクを中核とした「パブリテック事業」です。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 184,320,000株

② 発行済株式の総数 72,959,562株

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は280,000株増加しております。

③ 株主数 30,735名

④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|--|-------------|---------|
| S B I ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社                                | 14,300,000株 | 19.76%  |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                | 4,785,500   | 6.61    |
| 神 保 吉 寿  | 4,697,300   | 6.49    |
| 福 留 大 士  | 3,868,400   | 5.34    |
| 須 永 珠 代  | 2,707,892   | 3.74    |
| U N I O N B A N C A I R E P R I V E E                        | 2,400,000   | 3.31    |
| 伊 藤 彰  | 2,327,600   | 3.21    |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K<br>M E L L O N S A / N V 1 0 | 2,100,000   | 2.90    |
| 金 田 憲 治  | 2,065,400   | 2.85    |
| 石 原 徹 哉  | 1,950,700   | 2.69    |

(注) 持株比率は自己株式623,235株を控除して計算しております。



## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位                   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  |
|----------------------------|---------|--|
| 代 表 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 会 長 | 神 保 吉 寿 |  |
| 代 表 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 社 長 | 福 留 大 士 | (株)トラストバンク 取締役<br>(株)Orb 取締役<br>(株)ROXX 社外取締役<br>(株)デジタルグロースアカデミア 取締役<br>ポート(株) 経営アドバイザー<br>(株)コミクス 社外取締役<br>SBI地方創生サービスズ(株) 代表取締役社長   |
| 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 副 社 長   | 伊 藤 彰   | NEW-ITユニット長<br>(株)ビーキャップ 取締役副社長  |
| 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 C F O   | 山 田 裕   | Corporate ユニット長<br>(株)トラストバンク 取締役  |
| 取 締 役                      | 藤 原 洋   | (株)インターネット総合研究所 代表取締役所長<br>(株)ブロードバンドタワー 代表取締役会長兼社長CEO<br>(一財)インターネット協会 理事長<br>BBTOWER SAN DIEGO INC. President<br>Internet Research Institute Ltd. Chairman&CEO<br>(株)スカパーJSATホールディングス 社外取締役<br>ジャパンケーブルキャスト(株) 代表取締役会長兼社長<br>CEO<br>アラクサラネットワークス(株) 社外取締役<br>(株)YAJIN 取締役会長<br>東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)<br>社外取締役<br>(株)ティエスエスリンク 代表取締役社長<br>(株)ECBOスクエア 取締役<br>空の目(株) 社外取締役<br>(株)ガイアテック 社外取締役<br>(株)ナノオプト・メディア 取締役会長<br>(一社)デジタル田園都市国家構想応援団 代表理事 |
| 取 締 役                      | 林 依 利 子 | (株)Kaizen Platform 社外監査役<br>依利法律事務所代表<br>ERIO合同会社 代表社員<br>(株)Mujin 社外監査役   |
| 常 勤 監 査 役                  | 田 中 晴 規 | (株)トラストバンク 監査役   |
| 監 査 役                      | 小 寺 圭   | グッドプランニング(株) 社外取締役   |
| 監 査 役                      | 池 田 文 夫 | (協組)ワイズ総研 専務理事<br>(株)藤和ハウス 監査役<br>(株)フィルタージャパン 代表取締役会長   |

- (注) 1. 取締役 藤原洋及び取締役 林依利子は、社外取締役であります。  
2. 監査役 田中晴規、監査役 小寺圭及び監査役 池田文夫は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役 田中晴規は、大企業の経営及びCFOの経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 当社では、迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しており、上記取締役兼務執行役員に加え、執行役員（NEW-IT担当）金田憲治、執行役員（Next Learning Experience担当）石原徹哉、執行役員（NEW-IT担当）高橋範光、執行役員（Next Learning Experience担当）野田知寛、執行役員（パブリテック担当）木澤真澄、執行役員（パブリテック担当）吉丸成人の10名で構成しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役藤原洋、社外取締役林依利子及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### イ. 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社の全ての連結子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣取締役・監査役及び退任取締役・監査役。

(注)取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の従業員であります。

### ロ. 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が上記イ. の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

## イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 員 数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |            |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 43<br>(4)       | 43<br>(4)       | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 6<br>(2)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7<br>(7)        | 7<br>(7)        | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(3)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 51<br>(12)      | 51<br>(12)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 9<br>(5)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における退職給付費用0百万円

## ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年12月25日開催の第18回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は2名)です。

監査役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

## ニ. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

なお、2021年12月24日開催の取締役会において、業績連動報酬に関する方針について、「2022年3月期以降、業績連動報酬に係る指標は、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）のみ」に変更する旨の決議を行っております。

(a) 方針の内容

a.基本報酬に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。固定報酬については、取締役としての職務執行の職責・役割・貢献度合い等の総合的な判断を行い決定し、業績連動報酬は当期の職務執行の対価として、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）を評価基準としております。中長期的な業績と連動する報酬については、現時点において、社外取締役を除く取締役が十分な自社株式を保有していることから、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを得ていると考えております。

社外取締役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や当社の業績及び景気動向等を総合的に判断したうえで、決定するものとしております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。

b.業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬に係る指標は、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）としております。当該指標は、成長投資に向けた原資や株価に影響を与える分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、当社として最も重要な指標であると考えております。

c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については、当社グループ及び当社の事業年度毎の業績目標の達成に向けた健全なインセンティブが機能することを目的として決定しております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

d.取締役及び監査役報酬額等を与える時期又は条件の決定方針

取締役報酬及び監査役報酬のうち固定報酬については、月例の固定金銭報酬としております。また、監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内におい

て、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

取締役の業績連動報酬については、当該事業年度の定時株主総会終了後、1ヶ月以内に年1回支給します。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役会は、個人別報酬等の決定を委任しておりません。

(b) 当事業年度の業績連動報酬の算定方法

当事業年度の業績連動報酬は、業績連動指標の数値の確定後、次の方法に基づき算定のうえ支給額を確定し支払います。

a.総支給額

総支給額は、下記個別支給額b.(ア)の合計額(42,500,000円が上限金額)です。

b.個別支給額

個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

(ア) 連結業績を基準とする業績連動報酬

連動指標：業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益

連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額=B×C

A=2022年3月期業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益÷2022年3月期親会社の所有者に帰属する当期利益(3,380,795,136円)

B=2,500,000円

C=(A-1.03)×100(小数点以下切捨、17を上限値とする)

個別支給額算定ベース=連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額×役位ポイント  
÷対象となる役位ポイントの総和

役位ポイントは次のとおりです。

|                  |                  |                 |                 |
|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 代表取締役兼<br>執行役員社長 | 代表取締役兼<br>執行役員会長 | 取締役兼執行役員<br>副社長 | 取締役兼執行役員<br>CFO |
| 80               | 10               | 5               | 5               |

(c) 業績指標の内容及び実績

(単位：百万円)

| 業績指標の内容              | 当事業年度目標値 | 当事業年度実績 | 上記算定式に<br>基づく総支給額 |
|----------------------|----------|---------|-------------------|
| 連結業績を基準とする<br>業績連動報酬 | 3,380    | 3,093   | -                 |

- ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位及び氏名             | 兼職先及び地位  | 重要な兼職先と当社との関係       |
|--------------------------|--|---------------------|
| 社外取締役<br>藤原 洋            | (株)インターネット総合研究所<br>代表取締役所長                       | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)ブロードバンドタワー<br>代表取締役会長兼社長CEO                   | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (一財)インターネット協会<br>理事長                             | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | BBTOWER SAN DIEGO INC.<br>President              | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | Internet Research Institute Ltd.<br>Chairman&CEO | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)スカパーJSATホールディングス<br>社外取締役                     | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | ジャパンケーブルキャスト(株)<br>代表取締役会長兼社長CEO                 | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | アラクサラネットワークス(株)<br>社外取締役                         | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)YAJIN 取締役会長                                   | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 社外取締役                    | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)ティエスエスリンク<br>代表取締役社長                          | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)ECBOスクエア 取締役                                  | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | 空の目(株) 社外取締役                                     | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)ガイアテック 社外取締役                                  | 当社との間には特別な関係はありません。 |
| (株)ナノオプト・メディア<br>取締役会長   | 当社との間には特別な関係はありません。                              |                     |
| (一社)デジタル田園都市国家構想応援団 代表理事 | 当社との間には特別な関係はありません。                              |                     |
| 社外取締役<br>林 依利子           | (株)Kaizen Platform 社外監査役                         | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | 依利法律事務所 代表                                       | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | ERIO合同会社 代表社員                                    | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                          | (株)Mujin 社外監査役                                   | 当社との間には特別な関係はありません。 |

| 会社における地位<br>及び氏名 | 兼職先及び地位                 | 重要な兼職先と当社との関係       |
|------------------|-------------------------|---------------------|
| 社外監査役<br>田中 晴規   | (株)トラストバンク<br>監査役       | 当社の完全子会社であります。      |
| 社外監査役<br>小寺 圭    | グッドプランニング(株)<br>社外取締役   | 当社との間には特別な関係はありません。 |
| 社外監査役<br>池田 文夫   | (協組)ワイズ総研 専務理事          | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                  | (株)藤和ハウス 監査役            | 当社との間には特別な関係はありません。 |
|                  | (株)フィルタージャパン<br>代表取締役会長 | 当社との間には特別な関係はありません。 |



□. 当事業年度における主な活動状況

|       |       | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要   |
|-------|-------|--|
| 社外取締役 | 藤原 洋  | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。経営者の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選任・取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 林 依利子 | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。弁護士豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選任・取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。  |
| 社外監査役 | 田中 晴規 | 当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会において、経営者及び財務・会計の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。   |
| 社外監査役 | 小寺 圭  | 当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会において、経営者の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。  |
| 社外監査役 | 池田 文夫 | 当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会において、金融機関での実務経験並びに複数企業での役員経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。  |

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。
2. 各監査役は、監査役会において、監査方針や監査計画案の策定や監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を実施し、必要な発言を適宜行っております。

# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------|---------------|------------------------|---------------|
| ( 資 産 )          |               | ( 負 債 )                |               |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>35,661</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,873</b>  |
| 現金及び現金同等物        | 30,407        | 営業債務及びその他の債務           | 2,976         |
| 営業債権及びその他の債権     | 3,430         | 短期借入金                  | 277           |
| 棚卸資産             | 95            | リース負債                  | 126           |
| 営業投資有価証券         | 1,356         | その他の金融負債               | 47            |
| その他の金融資産         | 30            | 未払法人所得税                | 1,713         |
| その他の流動資産         | 341           | 引当金                    | 29            |
| <b>非 流 動 資 産</b> | <b>7,067</b>  | その他の流動負債               | 703           |
| 有形固定資産           | 423           | <b>非 流 動 負 債</b>       | <b>1,349</b>  |
| 使用権資産            | 246           | 社債及び借入金                | 1,162         |
| のれん              | 4,409         | リース負債                  | 115           |
| 無形資産             | 1,432         | 引当金                    | 22            |
| その他金融資産          | 208           | 繰延税金負債                 | 16            |
| 繰延税金資産           | 344           | その他の非流動負債              | 31            |
| その他の非流動資産        | 2             | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,222</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>42,728</b> | ( 資 本 )                |               |
|                  |               | 親会社の所有者に帰属する持分         | <b>33,480</b> |
|                  |               | 資本金                    | 1,002         |
|                  |               | 資本剰余金                  | 23,016        |
|                  |               | 利益剰余金                  | 10,867        |
|                  |               | 自己株式                   | △ 1,405       |
|                  |               | <b>非 支 配 持 分</b>       | <b>2,026</b>  |
|                  |               | <b>資 本 合 計</b>         | <b>35,506</b> |
|                  |               | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>42,728</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 売上収益           | 10,356 |
| 顧客との契約から生じる収益  | 10,356 |
| 営業投資有価証券に関する収益 | △ 216  |
| 売上収益計          | 10,140 |
| 売上原価           | 2,166  |
| 売上総利益          | 7,974  |
| 販売費及び一般管理費     | 3,327  |
| その他の収益         | 10     |
| その他の費用         | 75     |
| 営業利益           | 4,582  |
| 金融収益           | 2      |
| 金融費用           | 19     |
| 税引前利益          | 4,564  |
| 法人所得税費用        | 1,408  |
| 当期利益           | 3,156  |
| 当期利益の帰属        |        |
| 親会社の所有者        | 3,093  |
| 非支配株持分         | 63     |
| 当期利益           | 3,156  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>17,060</b> | <b>流動負債</b>    | <b>707</b>     |
| 現金及び預金          | 14,894        | 買掛金            | 119            |
| 売掛金             | 607           | 1年内返済予定の長期借入金  | 284            |
| 営業投資有価証券        | 1,356         | 未払金            | 132            |
| 棚卸資産            | 9             | 未払費用           | 11             |
| 前渡金             | 43            | 預り金            | 17             |
| 前払費用            | 57            | 未払法人税等         | 58             |
| その他             | 90            | リース債務          | 1              |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,199</b> | 株主優待引当金        | 29             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>92</b>     | その他の           | 55             |
| 建物              | 57            | <b>固定負債</b>    | <b>1,013</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 35            | 長期借入金          | 990            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>40</b>     | リース債務          | 4              |
| ソフトウェア          | 10            | 資産除去債務         | 18             |
| その他             | 30            | その他の           | 0              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>24,066</b> | <b>負債合計</b>    | <b>1,721</b>   |
| 関係会社株式          | 23,931        | <b>(純資産の部)</b> |                |
| 敷金及び保証金         | 98            | <b>株主資本</b>    | <b>39,489</b>  |
| 繰延税金資産          | 36            | 資本金            | 1,002          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>71</b>     | 資本剰余金          | 37,790         |
| 株式交付費           | 71            | 資本準備金          | 1,002          |
| <b>資産合計</b>     | <b>41,331</b> | その他資本剰余金       | 36,787         |
|                 |               | 利益剰余金          | 2,102          |
|                 |               | その他利益剰余金       | 2,102          |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 2,102          |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△ 1,405</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 119            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 119            |
|                 |               | <b>新株予約権</b>   | <b>1</b>       |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>39,610</b>  |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>41,331</b>  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 1,286 |
| 売上原価         | 653   |
| 売上総利益        | 633   |
| 販売費及び一般管理費   | 551   |
| 営業利益         | 82    |
| 営業外収益        |       |
| 受取利息         | 0     |
| 業務受託料        | 9     |
| その他          | 6     |
| 営業外費用        |       |
| 支払利息         | 8     |
| 株式交付費償却      | 22    |
| 経常利益         | 66    |
| 特別利益         |       |
| 新株予約権戻入益     | 1     |
| 特別損失         |       |
| 固定資産除却損      | 1     |
| 税引前当期純利益     | 66    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1     |
| 法人税等調整額      | 21    |
| 当期純利益        | 42    |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社チェンジ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 谷 | □ | 公 | 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井 | 澤 | 依 | 子 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チェンジの2021年10月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社チェンジ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社チェンジ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 谷 | □ | 公 | 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井 | 澤 | 依 | 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チェンジの2021年10月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社チェンジ 監査役会  
常勤監査役 田中晴規 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 小寺圭 ㊟  
社外監査役 池田文夫 ㊟

以上

メ モ

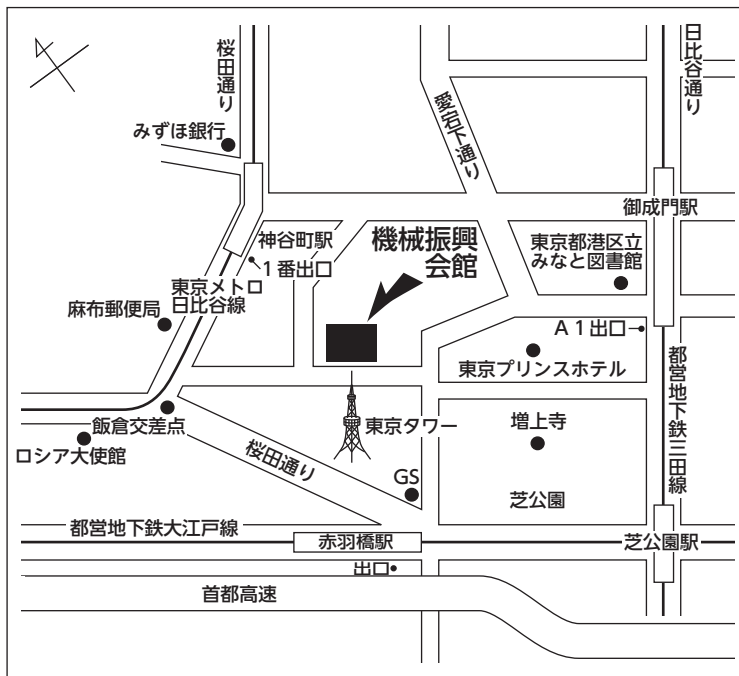
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園三丁目5番8号  
一般財団法人機械振興協会 機械振興会館B 2階ホール  
TEL 03-3434-8216



### [交通のご案内]

- 東京メトロ 日比谷線 「神谷町駅」 徒歩8分  
(1番出口東京タワー・芝公園方面出口)
- 都営地下鉄 大江戸線 「赤羽橋駅」 徒歩10分  
(赤羽橋方面出口)
- 都営地下鉄 三田線 「御成門駅」 徒歩8分  
(A1出口芝公園3・4丁目、増上寺、東京タワー方面出口)

### [お願い]

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。